

国 住 総 第 1 9 1 号
平成16年 3月31日
改正 平成17年12月26日
改正 平成23年 6月20日
改正 令和 4年 1月25日
改正 令和 6年 4月 1日

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長

配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第3条第3項の規定に基づき、構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）の一部が変更（平成15年7月4日閣議決定）され、全国において実施することとなった規制改革事項として公営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）における配偶者からの暴力を受けた被害者（以下「DV被害者」という。）への対応の明確化について位置付けられ、また、「規制改革集中受付期間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について」（平成16年2月27日閣議報告）においても位置付けられたところである。

ついては、DV被害者の居住の安定を図り、その自立を支援するため、DV被害者の公営住宅への入居の取扱い等に関し、以下の事項について特段の御配慮をお願いする。

また、貴管内の事業主体（公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体をいう。以下同じ。）に対してもこの旨周知されるようお願いする。

記

第一 公営住宅への入居の取扱いについて

- 一 DV被害者については、その住宅に困窮する実情に応じて、地域の住宅事情、ストックの状況等を総合的に勘案して、事業主体の判断により、優先入居の取扱いを行うことが可能であること。
- 二 優先入居を認められるDV被害者は、以下のいずれかに該当する者であること。
 - ① 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第3条第3項第3号の一時保

護、同法第5条の女性自立支援施設における保護又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者。

② 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの。

③ 「配偶者からの暴力被害者の取扱い等に関する証明書の発行について」（平成20年5月9日雇児福発第0509001号）に基づき、女性相談支援センターによる「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている者。（なお、地方公共団体の判断により、配偶者暴力相談支援センターが発行した配偶者からの暴力の被害を受けている旨を証明する書類も、女性相談支援センターの発行する証明書と同様に取り扱うことができる。）

なお、女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）、行政機関又は関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（女性支援事業委託団体、地域DV協議会参加団体及び補助金等交付団体）において、別記様式1による確認がされている者も、上記証明書が発行されている者と同様に取り扱う。

三 事業主体は、前記二のDV被害者に係る公営住宅の入居者資格のうち収入の額の認定に当たっては、当該DV被害者の今後の婚姻関係の継続の見通し等について十分考慮し、離婚の届出をしていないが、当該DV被害者に離婚の意思があることを確認したときには、当該婚姻関係が解消されたものとみなして取り扱っても差し支えないこと。

四 事業主体においては、DV被害者の置かれている状況にかんがみ、公営住宅への入居が決定されたDV被害者については、保証人の連署を必要としないことも含めて可能な限り弾力的に運用するよう配慮するものとする。

第二 公営住宅の目的外使用について

一 事業主体は、公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下「補助金適正化法」という。）第22条の規定に基づく承認を得た上で、DV被害者に公営住宅を目的外使用させることが可能であること。

この場合においては、事業主体はDV被害者の居住の安定を図り、その自立を支援する観点から、可能な範囲で適切な配慮をするものとする。

二 目的外使用によって入居を認められるDV被害者は、第一の二の要件を満たし、かつ、公営住宅の入居者資格のうち、公営住宅法第23条第2号に規定する住宅困窮要件を満たす者であること。なお、同条第1号に規定する収入要件も満たす者については、公募による入居を待つことのできない緊急に迫られる事情がある

者に限られること。

三 目的外使用に係る期間については原則として1年を超えない期間とすること。

また、当該DV被害者の住宅に困窮する実情や収入、事業主体における公営住宅ストックの状況等を勘案の上、使用期間の更新により継続して使用させる等弾力的に運用し、適切な期間とするよう配慮するとともに、前記二の収入要件を満たす者については、当該DV被害者の実情に応じ、期間中に公募により入居できるよう配慮するものとする。

四 目的外使用させる場合の使用料については、公営住宅の入居者に係る家賃と均衡を失しない範囲で、前記二のDV被害者の実情に応じて適切に設定するものとする。

五 目的外使用に当たり、前記二の要件を満たす場合には、公営住宅を目的外使用させたときから一ヶ月以内に、別記様式2により地方整備局長等（補助金適正化法第26条第1項の規定により国土交通大臣の権限を委任された地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長をいう。）に事後報告することをもって、補助金適正化法第22条に規定する承認があったものとして取り扱うこと。

第三 事業主体間における連携について

- 一 DV被害者については、二次的被害の防止等の観点から、DV被害者の従前の居住地とは異なる市町村に存する公営住宅における入居又は目的外使用が必要となる場合が想定されるため、そのような取扱いが円滑に行われるよう、入居者資格における居住地要件の緩和に配慮するとともに、都道府県営住宅における広域的な対応や市町村も含む事業主体相互間における緊密な連携に努められたい。
- 二 前記一の観点から、都道府県におかれては、当該都道府県下の市町村及び他の都道府県と緊密な連携をとりつつ、DV被害者からの照会等DV被害者の居住の安定確保への要望に適切に対応されたい。

第四 関係機関との連携について

- 一 前記第一及び第二の実施に当たっては、事業主体は、当該地方公共団体の福祉部局、配偶者暴力防止等法第9条に規定する配偶者暴力相談支援センター等の関係機関との緊密な連携を図り、DV被害者の支援のために適切な対応を図るよう努められたい。
- 二 特に被害直後等のDV被害者への公営住宅に係る情報提供については、前記一の関係機関の協力を得つつ、積極的に対応されたい。